

務	00	01	5年
(令和11年3月末まで保存)			

交 企 第 5 3 9 号
令 和 6 年 3 月 2 9 日

各 所 属 長 殿

青 森 県 警 察 本 部 長

青森県自動車運転代行業認定申請手数料等徴収条例の一部を改正する条例の制定について

この度、青森県自動車運転代行業認定申請手数料等徴収条例の一部を改正する条例（令和6年3月青森県条例第29号）が別添のとおり制定された。

制定の理由及び内容は下記のとおりであるから、事務処理上誤りのないようにされたい。

記

1 制定の理由

デジタル社会の形成を図るための規制改革を推進するためのデジタル社会形成基本法等の一部を改正する法律（令和5年法律第63号）第51条により、自動車運転代行業の業務の適正化に関する法律（平成13年法律第57号）が一部改正され、公安委員会が認定した者に交付する認定証が廃止されたことから、認定証の再交付及び認定証の書換えに関する事務の廃止に伴う所要の整理を行うため制定されたものである。

2 制定の内容

(1) 自動車運転代行業認定証再交付手数料及び書換え手数料の廃止

第2条第2号の自動車運転代行業認定証再交付手数料及び同条第3号の自動車運転代行業認定証書換え手数料に関する規定が削除された。

(2) その他所要の整理

ア 題名の「等」を削除する等の整理

本条例に定める手数料は、自動車運転代行業認定申請手数料のみとなるから、題名から「等」が、第1条から自動車運転代行業認定証再交付及び自動車運転代行業認定証書換えに係る規定が削除された。

第2条及び第3条（見出しを含む。）中の「手数料」が「自動車運転代行業認定申請手数料」に改められた。

イ 不還付規定の削除

申請手数料のみを定める条例には不還付規定は不要なため、第4条が削除された。

3 施行期日

令和6年4月1日

担当：交通企画課 安全教育係

青森県自動車運転代行業認定申請手数料等徴収条例の一部を改正する条例新旧対照表（傍線の部分は改正部分）

新	旧
<p>青森県自動車運転代行業認定申請手数料徴収条例</p> <p>(趣旨)</p> <p>第一条 この条例は、自動車運転代行業の業務の適正化に関する法律（平成十三年法律第五十七号。以下「法」という。）第四条の規定による自動車運転代行業の認定の申請手数料の徴収に関し必要な事項を定めるものとする。</p> <p>(自動車運転代行業認定申請手数料の納入)</p> <p>第二条 法第四条の規定による自動車運転代行業の認定を受けようとする者は、一万二千円の自動車運転代行業認定申請手数料を納入しなければならない。</p> <p>(削る)</p> <p>(削る)</p> <p>(削る)</p> <p>(自動車運転代行業認定申請手数料の納入方法)</p> <p>第三条 自動車運転代行業認定申請手数料の納入は、青森県収入証紙をもつてしなければならない。</p> <p>(削る)</p>	<p>青森県自動車運転代行業認定申請手数料等徴収条例</p> <p>(趣旨)</p> <p>第一条 この条例は、自動車運転代行業の業務の適正化に関する法律（平成十三年法律第五十七号。以下「法」という。）第四条の規定による自動車運転代行業の認定、法第五条第五項の規定による自動車運転代行業の認定証の再交付及び法第八条第三項の規定による自動車運転代行業の認定証の書換えに関する事務に係る手数料の徴収に関し必要な事項を定めるものとする。</p> <p>(手数料の納入)</p> <p>第二条 次の各号に掲げる者は、当該各号に定める手数料を納入しなければならない。</p> <p>一 法第四条の規定による自動車運転代行業の認定を受けようとする者 自動車運転代行業認定申請手数料 一万二千円</p> <p>二 法第五条第五項の規定による自動車運転代行業の認定証の再交付を受けようとする者 自動車運転代行業認定証再交付手数料 千七百円</p> <p>三 法第八条第三項の規定による自動車運転代行業の認定証の書換えを受けようとする者 自動車運転代行業認定証書換え手数料 二千百円</p> <p>(手数料の納入方法)</p> <p>第三条 手数料の納入は、青森県収入証紙をもつてしなければならない。</p> <p>(手数料の不還付)</p> <p>第四条 既に納入した手数料は、還付しない。</p>

青森県報

号外第十二号

令和六年
三月二十七日
(水曜日)

目次

○障害に関する用語の表記の整理に関する条例……………	(障害福祉課) ……二
○青森県部等設置条例の一部を改正する条例……………	(人事課) ……七
○青森県地域県民局及び行政機関設置条例の一部を改正する条例……………	(同) ……一〇
○青森県附属機関に関する条例の一部を改正する条例……………	(同) ……一三
○青森県職員定数条例の一部を改正する条例……………	(同) ……一四
○職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例……………	(同) ……一四
○職員の退職手当に関する条例の一部を改正する条例……………	(同) ……一五
○青森県行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律施行条例の一部を改正する条例……………	(行政経営課) ……二
○青森県住民基本台帳法施行条例の一部を改正する条例……………	(市町村課) ……三
○青森県保健所及び環境保健センター使用料及び手数料徴収条例の一部を改正する条例……………	(環境政策課) ……四
○青森県保健師・助産師・看護師修学資金貸与条例の一部を改正する条例……………	(医療業務課) ……五
○青森県入浴施設におけるレジオネラ症の発生の予防に関する条例の一部を改正する条例……………	(保健衛生課) ……六
○青森県介護保険法関係手数料の徴収等に関する条例の一部を改正する条例……………	(高齢福祉課) ……九
○青森県国民健康保険事業費納付金に関する条例の一部を改正する条例……………	(同) ……九
○青森県子育て支援対策臨時特例基金条例の一部を改正する	(同) ……九

条例……………

○青森県精神科病院に係る任意入院者の症状等の報告の徴収に関する条例の一部を改正する条例……………

(障害福祉課) ……三

○青森県漁港管理条例の一部を改正する条例……………

(漁港漁場整備課) ……三

○青森県都市公園条例の一部を改正する条例……………

(都市計画課) ……三

○青森県低炭素建築物新築等計画認定申請手数料等徴収条例の一部を改正する条例……………

(建築住宅課) ……四〇

○青森県建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律関係手数料徴収条例の一部を改正する条例……………

(同) ……四〇

○青森県消防法関係手数料の徴収等に関する条例の一部を改正する条例……………

(消防保安課) ……四一

○青森県高圧ガス保安法関係手数料の徴収等に関する条例の一部を改正する条例……………

(同) ……四三

○青森県公営企業の設置等に関する条例の一部を改正する条例……………

(病院長課) ……四三

○青森県学校職員定数条例の一部を改正する条例……………

(教育局) ……四六

○青森県警備業認定申請手数料等徴収条例の一部を改正する条例……………

(警察本部生活保安課) ……四六

○青森県銃砲等刀剣類所持許可申請手数料等徴収条例の一部を改正する条例……………

(同) ……四七

○青森県自動車運転代行業認定申請手数料等徴収条例の一部を改正する条例……………

(警察本部交通企画課) ……四八

○青森県探偵業届出証明書交付手数料等徴収条例を廃止する条例……………

(警察本部生活保安課) ……四九

○青森県議会委員会条例の一部を改正する条例……………

(議事事務局) ……四九

○青森県探偵業届出証明書交付手数料等徴収条例を廃止する

(議事事務局) ……四九

この条例は、令和六年四月一日から施行する。

青森県自動車運転代行業認定申請手数料等徴収条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和六年三月二十七日

青森県知事 宮 下 宗 一 郎

青森県条例第二十九号

青森県自動車運転代行業認定申請手数料等徴収条例の一部を改正する条例

青森県自動車運転代行業認定申請手数料等徴収条例（平成十四年三月青森県条例第三号）の一部を次のように改正する。
題名を次のように改める。

青森県自動車運転代行業認定申請手数料徴収条例

第一条中「、法第五条第五項の規定による自動車運転代行業の認定証の再交付及び法第八条第三項の規定による自動車運転代行業の認定証の書換えに関する事務に係る手数料」を「の申請手数料」に改める。

第二条を次のように改める。

（自動車運転代行業認定申請手数料の納入）

第二条 法第四条の規定による自動車運転代行業の認定を受けようとする者は、一万二千円の自動車運転代行業認定申請手数料を納入しなければならない。

第三条（見出しを含む。）中「手数料」を「自動車運転代行業認定申請手数料」に改める。

第四条を削る。

附則

この条例は、令和六年四月一日から施行する。

青森県探偵業届出証明書交付手数料等徴収条例を廃止する条例をここに公布する。

令和六年三月二十七日

青森県知事 宮下宗一郎

青森県条例第二十号

青森県探偵業届出証明書交付手数料等徴収条例を廃止する条例

青森県探偵業届出証明書交付手数料等徴収条例（平成十九年三月青森県条例第六号）は、廃止する。

附則

この条例は、令和六年四月一日から施行する。

青森県議会委員会条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和六年三月二十七日

青森県知事 宮下宗一郎

青森県条例第三十一号